

**第 6 回 庄内南部地区合併協議会
専門小委員会第二小委員会
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 1 月 2 7 日（火）

場 所：鶴 岡 市 中 央 公 民 館

第 6 回庄内南部地区合併協議会専門小委員会第二小委員会 会議録

日 時 平成 16 年 1 月 27 日 (火) 午後 1 時 30 分 ~

場 所 鶴岡市中央公民館 第 1 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 相違点の調整について

(2) その他

4 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議員	本城 昭一	委 員	鶴岡市・識見を有する者	竹内 峰子
副委員長	温海町議会議員	佐藤甚一郎	委 員	羽黒町・識見を有する者	高橋 澤
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	櫛引町・識見を有する者	長南 源一
委 員	櫛引町議会議員	遠藤 純夫	委 員	朝日村・識見を有する者	田村 作美
委 員	三川町議会議員	須藤 栄弘			

欠席委員 佐藤喜久子委員

出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
住民生活 部 会	部会長	阿部 恒彦	健康福祉 部	部会長	白井 宗雄
	住民分科会長	林 由美子		副部会長	星野 文紘
	生活分科会長	斎藤 和也		健康分科会長	菅原 敬一
	税務・国保分科会長	三浦 義廣		福祉分科会長	板垣 博
	環境分科会長	進藤 昇		福祉副分科会長	平藤 博巳
	消防防災分科会長	佐藤 丈彦		高齢者福祉分科会長	山木 知也
	部会員	遠見 昌圀		高齢者福祉副分科会長	渡部 滋人
	部会員	門崎 秀夫		社会児童分科会長	上原 正明
	部会員	秋野 友樹		社会児童副分科会長	相澤 康夫
部会員	真田 荘左エ門	部会員	後藤 重好		
		部会員	堀 誠		
		教育部会	部会長	村田 久忠	

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	鈴木金右エ門
調査計画主査	今野 勝吉	主事	伊藤 弘治

1 開 会 (午後1時30分)

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から第6回の第二小委員会を開会いたします。

合併協議会事務局の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

なお、本日の小委員会のほうに温海町の佐藤委員さんから欠席というご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、会議次第によりまして進めさせていただきます。

2 あいさつ

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 次第2のあいさつでございます。本城委員長さんよりごあいさつをお願いしたいと思います。

○本城昭一委員長 委員の皆さん、説明員の皆さん、大変ご苦労様でございます。第6回になりますこの第二小委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様のお手元には既に膨大な資料が届けられているわけでありましたが、これが富塚会長がしばしば言及しております事務方の皆さんの大変な努力と取り組みによる、その結果であります。各種事務事業の相違の確認、調整案の検討による現段階での2,521項目の概要をまとめられたものであります。事務方の皆さんのご苦労に敬意を表する次第であります。本日からはこの2,521項目の中から選定されました163項目の重要事務事業のうち、私ども第二小委員会で担当します108事業について協議を進めていくことになるわけでありまして、第一、第三小委員会に比べまして、協議項目が圧倒的に多いわけでありまして、しかしながら慎重な協議をしつつも、また効率的な進行にも心がけてまいりたいというふうに思います。それにしましても、第一、第三小委員会に比べて今後この委員会の開催の回数が増えると思っておりますが、その点も皆様方からよろしくお願いをしたいと思っております。委員の人数は10人ということで少ないわけでありまして、まず肩の力を抜いて自由な意見交換の場にしていききたいというふうに思います。なお、委員の質問に対して事務方が答えるということは当然ですが、それだけでなくこういう資料作成の過程においても部会、分科会等で事務方の皆さんは専門的に深く議論されているわけでありまして、そういう経過も含めた事務局の見解もつけ加えた、そういう議論になることを期待しているところであります。どうぞこれから長丁場ですが、よろしくお願ひ申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

○齋藤雅文事務局調査計画主幹 ありがとうございます。

引き続き本城委員長さんより会議を進めていただきます。

なお、本日の会議につきましてですけれども、概ね4時半ごろまでを予定いたしたいと思っております。

それでは、本城委員長さん、よろしくお願ひいたします。

3 協 議

(1) 相違点の調整について

○**本城昭一委員長** それでは、次第3の協議に進みます。相違点の調整についてを議題といたします。

協議の前に本日配付の資料と会議の進め方について、事務局から説明をしてください。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** それでは、事務局より協議に使用します資料と相違点の調整の手順についてご説明をいたします。

初めに、本日から協議に使用いたします資料の確認をお願いいたします。まず、1月18日の合併協議会で配付いたしましたこちらの相違点の調整について、これと1月22日に委員の皆様へ送付させていただきました様式2、第二小委員会の分ですけれども、重要事務事業調整表、こちらのほうに事務事業の調整内容等が詳しく記載されております。それとこちらのA3判になりますけれども、重要事務事業調整説明資料、そして本日配付の様式1の事務事業調整一覧表ということで、先ほど委員長さんのほうからお話ありましたけれども、2,521事務事業についての一覧でございます。なお、第一小委員会分の説明資料の追加ということで、皆様のお手元にこちらの資料でございますけれども、これも配付させていただいております。追加についてというところに記載してございますけれども、第一小委員会分の説明資料の一番後ろになりますけれども、観光部会の説明資料ということでお持ちの資料に追加のほうをお願いしたいと存じます。

それでは、ご説明させていただきます。相違点の調整については、1月18日の合併協議会でご説明いたしましたが、行政現況調査の経過と概要、調整案検討の基本的な考え方、それと調整協議の進め方、日程等をまとめたものでございます。そして基本的にはこの考え方によりまして、専門小委員会での調整協議を進めていただきたいと思います。

次に、本日配付の分ですけれども、様式1事務事業調整一覧表、これにつきましては、一昨年12月より8部会25分科会におきまして、構成市町村で取り扱っております各種事務事業を調査し、相違点の確認と調整案の検討結果の概要をまとめたものです。この資料を見ていただきますと、中には例えば随行用務ですとか、内部事務的なものもかなり入っております。そういったものが大体6割以上この中に入っております。そして当初約2,700項目ほどというふうに全体の事務事業をご説明させていただきましたけれども、合併時まで終了するものなどの集約を行いまして、先ほどの委員長さんからのごあいさつの中にもございましたけれども、現段階では2,521項目となっております。表紙をめくっていただきますと、まず目次がございます。各小委員会ごとの部会、分科会の掲載ページがそこに記されてございます。まためくっていただきますと、冒頭に部会名と分科会名が左上のほうにございますけれども、それぞれの部会、分科会で所管する各事務事業の管理番号、事務事業名、調整課題、調整内容案と時期について記載しております。そして1月18日の合併協議会でもご説明いたしましたが、公社、例えば開発公社とかございます、あと第三セクター、消防事務組合ですとか衛生処理組合ですとかの一部事務組合、それと事務組織機構、職員の手配、農業委員の定数、財産の手配などについては取りまとめ中ということで、こちらの一覧表の中には未掲載、または空欄というふうな部分がございます。第三セクター等についてはその所管する小委員会のほうで総括的にご説明したいと思っております。

ります。

次に様式2、こちらの重要事務事業調整表とA3判の重要事務事業調整説明資料ですが、この資料は2,521項目の中から事務局で特に住民生活に大きなかわりのある事務事業ということで、相違点の調整についての中でも記載してございますけれども、先進地の合併協議において合併協定項目とされている事例が多いもの、市町村間の相違点が大きく、慎重に調整を進める必要があるもの、それと住民生活に大きなかわりのある重要な事務事業という観点で選定いたしました163項目の重要事務事業の調整表、それと説明資料というような位置づけとなっております。この第二小委員会では事務事業数が多くなっておりまして、住民生活部会が39事務事業、健康福祉部会47事務事業、教育部会が22事務事業、合わせまして108事務事業の協議をお願いいたします。本日は、住民生活、健康福祉部会の67事務事業について皆様へご説明させていただき、終了時間まで協議をお願いしたいと思います。残りの教育部会などの41事務事業につきましては、次回に予定させていただきたいと思います。それとこちらの様式2のほうをめぐっていただきますと、この目次のところに後日配付というふうに記載されている事務事業がございます。こちらについては、皆様に説明するに十分な資料をただ今整えておりますので、予定では2月2日の日に事務局のほうから発送させていただきたいと今進めております。

次に、重要事務事業の調整協議の手順でございますけれども、最初に部会、分科会ごとこの重要事務事業について皆様より全体的にどういうふうな内容なのか把握していただくために、調整案の内容を一通りご説明させていただきます。そしてこれを受けまして、きょうの場合ですと住民生活部会と健康福祉部会、二つの部会でございますので、その二つの部会の事務事業について一通り説明させていただきまして、その後から協議をお願いしたいと存じます。事務局では皆様の協議の進行と合わせまして、協議の経過、意見等を重要事務事業協議状況報告書ということで作成いたしまして、ある程度の内容がまとまりましたら、この小委員会のほうでご確認をいただきまして、法定協議会に報告をするというふうな順序で進めていきたいと思っております。全部一括して法定協議会に報告というような形で上げるのではなく、ある程度まとまりましたら逐次協議会のほうに上げていくというふうな方法を取りたいと思っております。最終的には3月7日の法定協議会には報告を完了したいというふうに考えております。そして協議の議事につきましてですけれども、こちらの相違点の調整についてという資料でもご説明させていただいておりますけれども、協議会での協議内容を踏まえまして市町村長の協議により協定項目案及び内容を作成するという手順を検討しておりますので、皆様よりは事務事業に関する協議を十分にさせていただきたいというふうに考えております。それから、事務局で選定いたしました108の重要事務事業以外のもので、調整内容の説明やこちらのほうの協議が必要というふうなご指示とか判断とかございましたら、部会、分科会及び協議会事務局のほうでこの重要事務事業の取扱いと同様に皆様のほうにご説明させていただきます。

最後に会議の開催日程ですが、現段階の予定では本日の会議を含めまして3月7日まで5回の専門小委員会を予定しております。しかしながら、かなりの事務事業数がございますので、協議の進捗状況を踏まえまして開催日程の追加などもご検討いただきたいと思います。

協議の進行によりまして様々な状況が出ると思われれます。委員長さんを中心に委員

の皆様のご協力をお願いしたいと存じます。

以上で協議に使用します資料の確認と事務事業の調整の手順について、簡単ではございますけれども、説明をさせていただきました。

○**本城昭一委員長** ご苦労様でした。

それでは、ただ今事務局から説明があった2,521の事務事業調整一覧表と相違点の調整についての協議の進め方について、皆さんからご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**佐藤甚一郎委員** このたくさん多い内容を審議するということになれば、やっぱり相当時間的なものが必要なのかなと思います。基本的には5回という、そういう事務局の考え方のようにありますが、これ3月7日までですか、そうしますと各市町村で特別委員会を持っているわけです。こうした私どもの協議の内容というものをやっぱりある程度、市町村の特別委員会に示していく必要があるのではないかと思います。それらのやりとりというものをどうやって扱っていけばいいのか、まず最初にその入り口のあたりでしっかりしておかないとまた逆戻りしますから、その点をひとつ計らってもらいたいと思います。

○**本城昭一委員長** 先ほど冒頭に申し上げましたように、他の委員会から比べれば回数が増えてくるだろう、これは委員の皆さん全員が想像できることだろうと思います。ここでの検討の中身を各議会に持ち帰って議会としてもある程度理解を得て、またここに戻ってくると、こういうプロセスも当然必要になってくるだろうなというふうに思っておりますが、例えば鶴岡ではきょうの話を受けて30日にやることになっていきますし、また5日の会議を受けて9日にやると、そこまでは決めております。そんなふうに各議会独自でそれぞれの議会の理解を得るという努力は必要だと思いますが、私はここでこの項目を多数決で決めていくということではなくて、議論をしながらこの第二小委員会としての意向を全体会議に上げていけるという話し合いがまず基本だろうと思いますが、その過程の一つとして今申し上げたように各議会から理解を得るという努力を各委員はしていかなきゃならないと、そんなふうに思いますので、この会議の回数だけでなく、各議会でのそういう回数も当然増えていこうと理解をしておりますが、その辺はいついつやれというわけにもいきませんので、この委員会だけでなく、第一、第三の項目についても各議会でも理解を得るということになろうと思いますので、そういう努力は必要だろうなと思いますが、その辺事務局で見解を申し上げるものではないだろうというふうに思いますので、ぜひそういう取組みを鶴岡としてはやろうという検討をしているところです。

○**佐藤甚一郎委員** そこで各市町村に持ち帰るということになれば、市町村の差異というか相違点というのが必ずありますから、それを今度どうするかという、そこは今までの町村のやり方あるいは市のやり方というものを当然自分のほうがいいのだと、私のほうのやり方がいいのだという意見がやっぱりかなり多くなってくると思うんです。そうした中で私どもはそれを消化しきれれるかどうか、これは大変難しいところなんです。その点について一つの流れとしては今事務局が言われました、一応この会議の

中を出してもんでもらうと、意見ももらうと、そしてその後市町村長方の考え方というものをその中で決めて、それから協議会に出していくんだと、その手順はわかりました。そういうことなんですが、それを今度私どもは議会の中で理解させるのがなかなか難しい。これは内輪の話で申しわけないんですが、そんなことになると思います。私どもはあくまでその町村の代表という形でまいっておりますから、そういう中ではやっぱり意見の食い違いというのが当然出てくると思うんです。そうしたものはそのまま先送りにすると、ここで調整期間が何年ということもあるんですが、すべてをそうしていったよりのか、あるいは決められるものは早く決めようというような、そういう整理のほうがよりのか、その辺随分迷うところもあるんです。その辺などはどう整理したほうがいいのか、私もほとんど先の見えないような、そういう感じではいるんですけども、何かいいアドバイスがありましたらお願いしたいんですが。

○**本城昭一委員長** ここに説明資料があるわけですが、ここには違いをきちんと把握してそして調整案も含めたいろんな資料があるわけです。これは事務局の提案になるわけで、我々はそれを検討するわけでありませけれども、その中でやはりこの段階で流れとしてこれは了解できそうな問題だなというものもあるわけです。これは自分だけの意思で確認するわけにはいかないと、議会に持ち帰らなければならない、そういうものもあるかと思えます。その辺さらにもっと詳しい資料がほしいということもあるでしょうし、その項目ごとに対応していく必要があると思えますし、きょう説明をいただくわけでありませから、説明を受けて、各議会で先行して検討していただいて意見を持ってくる。ここで出たものを持って帰ってまた持って来るという以前に、きょう出た資料と説明を基に各議会で検討していただいて、これは代表に任せると、あるいはこれは議会としてもっと意見集約をしなきゃならないというような取り組みをやっぱりしていくべきではないかなと、ここで来るものを待っているとなれば、これは3月7日という日程には到底間に合わないわけですので、いろいろ仕分けの仕方があると思えますが、きょう説明を聞いた上でその対応を皆さん方から考え、さらにこの委員会としての対応も考えていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。まずいろいろ問題はありますけれども、今提案されている108項目についての説明を、きょうは67ですけども、その説明をいただいて、そしてそれに対してきょうまたここで時間がある限り質疑、意見交換をやるわけですけども、そういうことでお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** それでは、住民生活部会の住民分科会から説明をお願いします。

○**阿部恒彦住民生活部会長** 住民生活部会長をしております鶴岡市の阿部でございます。今もお話ありましたように、当住民生活部会には39の重要事務事業が添付となっておりますが、目次のところで住民が13となっておりますけれども、住民は二つでございます。生活が11となっておりますのでそこを修正をお願いします。住民が2と生活が11でございます。順次、分科会長あるいは鶴岡市担当課長のほうからご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○本城昭一委員長 それでは、住民分科会から説明をお願いします。

○林 由美子住民分科会長 それでは、住民分科会のほうを担当しております鶴岡市の市民課でございます。

住民分科会の場合は皆様の窓口として一番多数の方からご利用いただいておりますけども、住民票ですとか戸籍、あるいは外国人登録といった事務を担当いたしております。主にこうした内容につきまして、それぞれ住民基本台帳法ですとか戸籍法、外国人登録法といった根拠法令がございまして、全国一律共通した基準で行っておりますので、大きな差はございませんけれども、様式の2のほうに書かれております二つの項目につきまして、調整が必要ではないかと考えております。

様式2のところがございます手数料・使用料、それから延長窓口につきましてご説明をさせていただきますが、まず手数料・使用料につきましては、A3判の大きいほうの説明資料の1ページ、2ページが各市町村の比較表になっております。2ページをご覧になっていただきたいと思います。下のほうに書きました戸籍、船員手帳それから臨時運行許可につきましては、国の基準がございまして差異はございません。ただ取扱いをしている町村と、していないところがあるということで、取扱いのないところは黒く染めてございます。そして上のほうに住民票とか外国人登録関係の料金を比較して書いてございますけれども、差異がございまして、印鑑登録手帳の交付と再交付の手数料、あるいは住民基本台帳の閲覧につきまして若干の差がございまして、次のページに山形県内の13市の料金の比較を載せてございまして、その次のページにつきましては、今の鶴岡市とほぼ類似する全国の市の例を、各都道府県から一番鶴岡市に近い市というものをピックアップいたしまして並べてみました。概括して申し上げますと、全国の例に比べますと山形県が全体的に少し料金が高めにはなっております。ただその中で現在の鶴岡市の料金が、山形県内の13市のバランスを見ますと今の料金でほぼバランスを欠かない状況になっているのでないかなということで、鶴岡市の例を基準にしてこれからの検討を進めさせていただきたいと考えているものでございます。

次に、様式2のほうの延長窓口でございまして、資料といたしましては6ページと7ページでございまして、延長窓口というのは、つまり住民票の交付ですとかあるいは転入、転出手続きにつきまして、午後5時以降の取扱いをどういう形で行うか、6ページとそれから7ページに書いてございまして、鶴岡市のほうでは証明の申請だけを受付けて、実際には翌日とかあるいは月曜日に郵便でお送りしますというような格好をしておりますが、これは毎日受付けております。それで羽黒町さんとか櫛引町さんとかでは、延長窓口という形で異動届の受付ですとか交付もその場でなさっておられるんですが、週に1回何曜日という形、あるいは月に2回程度というような事業の内容になってございまして、今は藤島町さんは大体鶴岡と同じですけども、温海町さんについては今現在やっている形を来年度あたりから鶴岡市の形に変えようかなという検討をしておられると伺っております。これにつきまして毎日の実施でございまして、実際には証明の交付はできないということもございまして、むしろ毎日受けられるという形で、利便性などから考えても、鶴岡市の形に合わせて調整させていただいていかかということでただ今検討を進めているところでございます。

○本城昭一委員長 次に生活分科会、説明をお願いします。

○齋藤和也生活分科会長 それでは、生活分科会を担当しております鶴岡市の齋藤と申します。

住民生活部会の生活分科会の分野におきます重要事務事業のうち、8項目の事務事業にかかる調整についてご説明いたします。

初めに、様式2の2ページをお開き願います。また、A3判のつづりの8ページをお開きいただきまして、ここに住民自治組織等比較表を記載しておりますので、併せてご覧いただきます。管理番号の022-002町内会連合会事務局事務、また同様の性格のものをここに載せてございますが、課題といたしましては構成町内会の区域に相違がございます。鶴岡市の場合、町内会連合会は市全域の町内会、住民会の組織ではなく、市街地6地区のみの102の町内会で組織をしております。郊外地15地区には150の集落に自治会が組織されておりますが、各集落の自治会長と駐在員は別々に定められてございます。町村の場合は町村全域の町内会、集落等を組織する会となっております。この調整内容につきましては、各市町村における自治組織の形態が異なっておりますことから、調整をしての対応が必要であるわけですが、新市に移行後に歴史的な経過や地域特性を踏まえまして地域住民の意思も尊重しながら、あるべき姿を検討することとしております。調整する時期の振分けといたしましては、このあるべき姿を検討するめどといたしまして、経過措置として3年以内にその基本的な構想を定めることとしているものであります。この少し詳しい内容をお開きいただきました説明資料の8ページをご覧いただきますが、左側の端に項目とあります。この上から順に自治会連合会等、地区自治会連合会等、単位自治会等、組織形態、活動拠点施設、行政連絡業務内容といった形で7市町村のそれぞれの状態を記載しております。例えば真ん中の単位自治会等とありますが、これですと鶴岡市の場合、市街地ではコミュニティ振興会という名称が四つ、コミュニティ協議会という名称が二つあります。それから、町内会連合会の傘下には町内会が102ございます。それから郊外地であります。鶴岡市自治振興会連絡協議会の傘下には住民会、町内会、自治会という名称で150の組織がございます。藤島町ですと町内会が61、羽黒町ですと地区が69といった形で右のほうに記載をしております。

次に、3ページをお開き願います。022-004町内会運営補助金交付事務であります。この課題といたしましては、交付内容に相違がございます。記載のとおりそれぞれの市町村で運営補助金の金額に相当の開きがございます。そうしたことから調整内容といたしましては、新市に移行後自治組織のあるべき姿を検討した後に段階的に検討することといたしまして、これにつきましても経過措置3年以内にその基本的な構想を定めてはどうかということにいたしました。説明資料の9ページをご覧いただきますと、左端に同様の性格のものをまとめてございますが、町内会等運営補助金、集落自治振興交付金、町内会自治振興交付金、行政運営交付金、集落振興運営交付金といった形で交付がされております。参考までに鶴岡市の場合ですと、世帯数で申しますと最多世帯数が1,247、最少世帯数が40、最多交付額が86万6,255円、最少交付額が6万3,600円、平均の交付額が17万7,947円となります。右側から二つ目の朝日村さんの場合ですと、最多世帯数が112、最小が3、

最多交付額が33万6,000円、最少交付額が6,000円、平均で9万5,800円といった形でそれぞれの市町村の交付状況を記載しております。

それから次に、4ページをお開き願います。022-005の行政事務委託料交付事務であります。これも同様のものを載せてありますが、課題といたしましてこれも委託料、括弧として報酬額に相違がございます。これも7市町村で相当の開きがございます。こうしたことから調整の内容といたしまして、新市に移行後、自治組織のあるべき姿を検討した後に段階的に検討することとし、経過措置を3年以内としたものでございます。説明資料の8ページに戻りまして、下の段に駐在員・町内会長・区長報酬ということで、それぞれの内容を記載してございます。鶴岡市の郊外地、駐在員の場合ですと、最多世帯数202、最少世帯数3ということで、平均で7万130円、これが櫛引町さんですと最多世帯数300、最少世帯数19、最多交付額57万円、平均で24万6,318円といったことで、それぞれの市町村の報酬等につきまして一覧表にしてございます。

次に5ページをお開き願います。一番下の022-015コミュニティセンター管理運営事業であります。これは課題といたしましては鶴岡市のみがコミュニティ活動拠点施設としてコミュニティセンターを設置し、自治振興会等地元公共的団体に管理運営を委託しているというものであります。これは委託料ではなくて、管理運営補助金を交付してございます。この調整内容といたしましては、新市に移行後自治組織のあるべき姿を検討した後に段階的に検討することといたしまして、同様に経過措置を3年としたものでございます。説明資料の9ページの最下段にこの支出の状況がありますが、コミュニティセンター管理運営事業費補助金として市街地の場合ですと464万4,000円を補助しているのが5施設、509万1,000円を交付しておりますものが1施設、また郊外地では3種類に分かれておりますが、それぞれ10施設、3施設、2施設に300万円余の補助金を交付しているという状況にございます。

それから、6ページをお開き願います。022-037斎場管理運営事業でございます。斎場は鶴岡市と藤島町で設置し、温海町が新潟県山北町に業務委託をしているわけですが、使用料に相違がございますことから、鶴岡市の例を基本に斎場使用料を調整するものでございまして、合併までとしております。金額の違いにつきましては記載のとおり鶴岡市ですと市民が5,800円、市民以外ですと4万3,000円、藤島町ですと町民が1万5,000円、町民以外が3万5,000円という形になっています。これも鶴岡市の例を基本に、鶴岡市の5,800円という形で市民以外ですと4万3,000円ということで調整内容としてはまとめたところでございます。

それから、7ページをお開きいただきますと、022-039斎場等使用料補助金交付事務、これは4町村で交付内容に差がございます。これは今後合併いたしますと地域的には酒田市ですとか余目町の斎場を利用することが想定されますことから、利用者の負担とならないように鶴岡市の斎場使用料との差額を補助することとし、これも同様に合併までをめどとするものでございます。

以上、8項目ご説明いたしました。

○本城昭一委員長 それでは、次に税務・国保分科会より願います。

○三浦義廣税務・国保分科会長 税務・国保分科会を担当しております鶴岡市課税課長の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

税務・国保分科会の所掌事務事業の中で国民健康保険関係を除く税制全般につきまして私から調整結果を説明させていただきまして、その後、分科会に国保調整会議を設けておりますが、その関係を会議の座長から説明いたします。税務・国保分科会の税金の関係では、特に住民と直接関係の深い税率、納期、課税免除等の九つの事務事業につきましてご説明をいたします。様式2の調整表の8ページからになりますのでお聞き願いたいと思います。併せましてA3判の説明資料の11ページをお聞きいただきまして、調整表と資料をご覧いただきながら説明をさせていただきます。

初めに、1から3は税率関係であります。1は個人住民税の均等割の税率についてであります。資料1に地方税法の規定を載せております。ご覧のように人口区分により3段階の標準税率が定められておりまして、その結果2の均等割税率の状況のとおり、鶴岡市が2,500円、町村が2,000円となっているものであります。合併いたしますと人口区分が5万以上50万未満のランクに入りますので、標準税率は必然的に2,500円となるものであります。したがって、町村では500円の負担増となるものであります。4の調整上の留意点を踏まえ、合併直後の税負担増を回避する観点から、合併する年度及びこれに続く5か年度は合併特例法を適用し不均一課税、いわゆる現行の税率のとおりとしたものであります。なお、平成16年度の税制改正動向では、平成16年度から人口によって区分されておりますこの標準税率が一本化され、さらに増額される見通しとなっております。この法改正が実施されますと合併時に税率の相違はなくなり、調整の必要はなくなるものであります。ちなみに改正予定の統一税率は、市町村民税は3,000円となりまして、市は500円、町村は1,000円の負担増となるものであります。

次に、2は都市計画税の税率についてであります。税率についてご説明いたします前に関連がございますので、調整表の10ページの7に記載しております都市計画税の課税区域の調整結果につきまして最初に説明をさせていただきたいと思っております。資料のほうは17ページになります。資料の1に地方税法の規定を載せております。ご承知かと思っておりますが都市計画税といえますのは、都市計画事業または土地区画整理事業に充てるための目的税でありまして、課税区域の設定は都市計画区域の全部または一部の区域で条例で定める区域とされているものであります。要するに都市計画区域がなければ課税はできないものでありますし、都市計画区域があっても条例で定めていなければ課税はできないものであります。それで都市計画区域での都市計画事業計画と密接に関係しているわけでありまして、そこで課税区域の設定状況は7市町村で相違がありますが、2の現行の課税市町及び都市計画区域の設定状況をご覧いただきたいと思っております。おわかりのように都市計画区域を設定しておりますのは、鶴岡市、藤島町、櫛引町、三川町、温海町の1市4町であります。この中で都市計画税を課税しておりますのは、鶴岡市と藤島町と温海町の1市2町でありまして、櫛引町と三川町では都市計画区域は設定しているものの課税はしておらず、また羽黒町と朝日村では都市計画区域を設定していないことから、当然として課税はしていないという状況になります。3の調整上の留意点の重要なポイントは、現在都市計画・都市整備・建築分科会で新市における都市計画区域の設定を合併後3年内に行うことで調整が進められております。また、都市計画税の課税区域を拡大し、新たに課税することとした

場合には、その地区について住民に対して十分な周知を行い、理解を得る必要があるということがありますが、しかし今はこの段階にないということであり、このことを踏まえ、4の調整結果であります。都市計画税の課税区域については当面従来どおりとし、ただし合併後に新市における都市計画区域の設定時に都市計画事業計画を踏まえ、新市の課税区域を設定することとしたものであります。下段のほうに米印の箇所があると思いますが、新市の都市計画区域が合併後3年内に設定されれば、新市の課税区域の設定は早くとも翌年度からになりますので、合併後4年内には新市の都市計画事業を踏まえた新都市計画税課税区域を設定することとありますので、現在課税していない町村であっても新都市計画区域、都市計画事業いかんによっては町村の一部の地区が新たに課税対象になることも考えられるということに記載しております。

それでは、税率のほうに戻っていただきたいのですが、調整表の8ページと資料の12ページのほうに戻っていただきます。都市計画税の課税区域と課税関連につきましてはただ今ご説明をいたしました現状にありますが、都市計画税を課税している市町の税率の状況は、資料の2の都市計画税の課税状況及び採用税率に記載のとおり、鶴岡市0.3%、藤島町と温海町が0.2%と相違をしているものであります。5の調整上の留意点の欄をご覧くださいと思います。都市計画税は先ほどもお話ししましたとおり目的税でございます。課税しないこととする選択肢もないわけではございませんが、新市の都市整備や財政事情等を勘案すると課税しないこととする選択肢は考えられないところであります。また、現行の税率を引き下げると、例えば鶴岡市の税率を藤島町と温海町の採用税率であります0.2%に引き下げをするといいたしますと、平成14年度の数値で約2億8,000万ほどの減収になります。ということでやはり財政上の観点から引き下げはできないものと考えたところであります。一方、合併により直ちに税率が上昇し住民の税負担が急増することは回避すべきであると考えると同時に、現行の課税市町と非課税町村との均衡の観点もあり、都市計画税の税率については合併と同時に統一税率は適用できないものと考えたところであります。よりまして6の調整結果は、合併時の統一税率につきましては財源確保の観点また県内及び全国の採用税率の状況を勘案し、鶴岡市の例であります0.3%を基本に調整することとしたものであります。合併直後の住民の税負担増を回避する観点と先ほど説明いたしました課税区域の調整結果との関連により、合併年度及びこれに続き新市における課税区域が設定されるまでの年度は不均一課税、現行のとおり税率とするものとしてあります。都市計画税に関して要約いたしますと、区域、税率ともに合併後も当面従前どおりとし、新市の課税区域が設定された段階で新課税区域において0.3%の税率を適用することとなるものであります。以上が都市計画の課税、税率関係であります。

次に、3の固定資産税不均一課税の税率についてであります。なかなかなじみのない税制であります。資料は13ページになります。この税率につきましては、資料の1に不均一課税の根拠ということで税法の規定を載せてありますが、地方税法の規定では、公益上その他の理由により必要がある場合においては不均一の課税をすることができるという規定が記載されていることによるものでありまして、7市町村の固定資産税の通常税率は1.4%であります。公益上その他の理由がある場合はこれと違った税率を適用してもよいというものであります。不均一の税率や適用期間に

資料の16ページをお開き願いたいと思います。各市町村間では特に第3期、第4期の納期に相当相違があります。調整に当たりましては先ほども説明いたしましたように法定納期を基本として検討した結果、第1期の納期について現行では鶴岡市が法定納期の4月、町村では5月と相違しているものでありますが、法定納期の4月では合併後の賦課事務に支障を来たすものと考えられますことから、第1期の納期を町村の現行納期と合わせ5月とし、第2期以降の納期は法定納期としたものであります。よりまして固定資産税、都市計画税の納期は5月、7月、12月、2月に統一することとしたものであります。この結果、各市町村とも1期分から2期分の変更が生じることとなるものであります。

次に、6の軽自動車税の納期についてであります。現行では鶴岡市が5月で町村では法定納期の4月と相違がございます。鶴岡市が法定納期の4月によらずに5月としておりますのは、事務処理の関係で4月での賦課は困難であるというものであります。合併後の事務処理は合併全市町村分を一括して行うことになるものと想定されますことから、さらに事務量は増加いたします。よりまして調整納期は5月としたところであります。ちなみに県内旧5市の現行はいずれも5月となっております。

以上の3税目の納期を調整した結果、法定納期によらない納期は固定資産税の第1と軽自動車税の納期となります。この二つの納期は5月に重なることとなりますが、軽自動車税は1台の最大納税額が7,200円であり、またこれは所有していなければ課税にはならないということでもありますので、5月の住民負担が大きく増加すること、または税負担感が増加する懸念は少ないものと考えております。なお、平成15年度の鶴岡市の固定資産税の第1期と軽自動車税の納期は同じ5月に課税をしておりますが、納税者からは特に苦情等はいただいているところではありません。

続きまして、調整表は10ページになります。7の都市計画税の課税区域につきましては先ほどご説明をいたしましたので、その下の8の免除及び減免規定についてご説明をいたします。資料は18ページになります。個人住民税、固定資産税、軽自動車税の免除、減免についての調整であります。資料2の免除及び減免規定等の差異をご覧いただきたいと思います。免除、減免規定は7市町村で概ね同一であります。減免基準、減免割合に若干の相違があるものの著しい相違はないものであります。詳細につきましては資料の19ページから23ページまで各税ごとに詳しく記載をしておりますので、参照いただきたいと思います。個別の調整に当たりましては、現在の適用状況を勘案する必要があるものと考えられますし、特に生活困窮者に対する減免状況は注視しなければならないものと考えています。資料の23ページのところに生活困窮者の減免状況が載っております。ほとんどと言っていいほど適用がない状況にありますことから、減免規定を統一してもこの点では直接的に大きな影響はないものと考えられます。また、減免基準、減免割合の統一についての考え方がありますが、現段階で合併後のあるべき適切な減免割合等を確定することは膨大な個別の事例を照合してみる必要がありますし、他の納税者との均衡や財源の観点からも統一する必要があります。一概にその減免割合の高い基準に合わせるということもできないものと考えたところであります。よりまして、減免規定基準が鶴岡市の規定等により包含できるものと考えられますことから、3税の免除・減免基準、割合につきましては、鶴岡市の例を基本に調整することとしたものであります。

最後に、9の入湯税の税率及び課税免除についてご説明をいたします。資料は24

ページになりますので24ページをお開き願います。入湯税は、ご承知のとおり環境衛生施設や観光振興に要する費用に充てる目的税でありまして、鉱泉浴場の所在市町村は課税しなければならないというものであります。初めに入湯税の税率についてありますが、資料の3に採用税率の状況を記載しておりますのでご覧をいただきたいと思っております。地方税法では税率は入湯客1人1日150円を標準とするという旨を定めてありますが、日帰り客や木賃客の税率については不均一税率ということで75円と条例で定めているところでもあります。宿泊や木賃の税率を定めていない町村もございますが、これは必要がないことから起因はそこにありまして、宿泊、日帰り、木賃の3種類の税率を定めておりますのが鶴岡市と温海町でありますことから、税率については両市町の例によるといたすものであります。このことにより住民の入湯税負担に変更は生じないものであります。

次に、入湯税の課税免除についてであります。2の各市町村の免除規定の概要をご覧いただきますと、免除規定の相違については温海町において県立の福祉休養ホーム寿海荘での入湯と在宅老人デイサービスセンターでの入湯について規定をしていることが他の市町村との相違になっております。在宅老人デイサービスセンターについては、免除規定は定めていないものの、同様の施設が三川町と朝日村にございまして、実質免除の取扱いをしておりますことから、合併後は鶴岡市の免除規定の例に特に市長が必要と認めるものの規定を加え、この規定の適用により1市2町1村のデイサービスセンターでの入湯については免除対応することとしたものであります。また寿海荘については、ほかに同様の施設がないこと、それからこれまでの温海町の施策に配慮し、従前どおり減免をしていくということとしたものであります。

以上、税全般関係でございます。

○門崎秀夫住民生活部会員 続きまして、鶴岡市国保年金課長の門崎と申しますけども、国民健康保険事業につきましてご説明いたします。

様式2の11ページをお開き願います。管理番号023-3024国民健康保険税制から、次の12ページ、023-5204福祉医療までの4事務事業になりますけども、初めに説明資料によりまして国保の概要、調整方針につきましてご説明いたします。説明資料の26ページ、上段の表-1でありますけども、本年平成15年度における医療分の庄内南部地区7市町村の国保税の状況を示したものでありまして、1人当たりの調定額の高い市町村順に並べています。ご覧のとおり1人当たり調定額は鶴岡市が6万6,467円で、最低の櫛引町さん、一番下段の比較欄になりますけども、約1万9,000円、4割ものかい離がある状況となっております。なお、この1人当たり調定額の多寡は、表の左側のほう1人当たり医療給付費の欄をご覧になっていただくとわかりますように、概ね医療給付水準に連動する状況となっております。また米印のついてある1世帯当たり課税額事例欄をご覧願います。これは注欄の下のほうに書いてありますけれども、7市町村国保における平均世帯、2人世帯で課税標準額が104万円、固定資産税が6万4,000円と同じ条件で課税額を算出した場合の比較でありますけれども、やはり鶴岡市が15万9,900円と最も高く、最低の町とは3万6,000円、29.1%と3割近い開きがある状況となっております。次に税率欄をご覧いただきます。初めに応益割でありますけれども、個人に課す均等割と世帯に課す平等割との比較欄をご覧願いますけれども、最高と最低の市町村

間にはそれぞれ3割前後の乖離がございます。また応能割ですが、所得割において最高の鶴岡市と最低の羽黒町さんとの間には2.3ポイントのかなり大きな開きがあります。なお、右端欄、納期でありますけれども、温海町さんが10期、鶴岡市が9期、他の5町村が8期と違いがあるようになっております。

その下の表、-2でありますけれども、所得階層別の課税額の比較になります。設定条件でありますけれども、2人世帯とし、資産税保有額をただ今申し上げました7市町村平均の6万4,000円とした場合の軽減判定所得の動きに伴う各市町村の課税額と最高、最低の比較をいたしましたものであります。ご覧のとおり所得割率の違いがある中、取得の多寡によりまして市町村間の開きがかなり高いものとなっております。

27ページをお開き願います。上段の が40歳から64歳までのいわゆる介護第2号被保険者にかかります介護分の賦課状況であります。1人当たり調定額を見ると最高の朝日村さんと最低の羽黒町さんとの間には一番下の比較欄になりますけれども、約5,000円、4割近い開きがあるものとなっております。なお、注意欄に書いてありますけれども、40歳から64歳までの介護第2号被保険者1人当たりの介護納付金は全国统一単価でありまして、また記載のとおり毎年基本的には増額となるものでありまして、本来市町村間に大きな相違は生じないものでありますけれども、最終税率の改正年度欄をご覧いただくとわかりますように、介護保険制度が導入された平成12年度から据え置いている町もありまして、本来の納付所要額を賦課していない状況となっているところもございます。

その下の に医療分と介護分を合わせました国保全体の昨年平成14年度決算ベースにおける財政運営状況を示しております。字が小さくて申しわけありませんけれども、 の収入合計から の支出合計を差し引いた 収支差引残、いわゆる形式収支でありますけれども、鶴岡市と温海町がマイナスの赤字、他の5町村がプラス、黒字となっております。しかし、Aの給付基金繰入金やBの繰越金、さらにはCの基金積立金をそれぞれ控除、加算しました単年度収支 欄の下段値になりますけれども、すべての市町村でマイナス、赤字となっております。すなわち各市町村とも現行の税率水準では当該年度の実態には必ずしも即していないこととなっております。次に の欄でありますけれども、 の保険税収入に の単年度収支の赤字額を加えた額、すなわち14年度の決算ベースで単年度収支均衡を確保するのに必要な税額となります。これを被保数で割ったのが の1人当たり所要額となります。下段に7市町村の加重平均額、7万4,482円となります。なお、各市町村における14年度の1人当たり保険税の収入実績額を に示しておりますが、7市町村平均所要額7万4,482円と比較した場合、右端の欄ご覧のとおり、町村によってはかなりの乖離が見られる状況となっております。なお、平成14年度末の給付基金残高を の欄に示しております。下段が総額、千円単位でありますけれども、上段が被保険者1人当たりの残高、円単位になりますけれども、1人当たりの最高の三川町さんが6万5,854円、最低の鶴岡市が6,694円と約10倍の開きがある状態となっております。なお、各市町村とも平成15年度の単年度収支赤字は拡大しまして、実質的な基金取り崩しが発生すると見込んでいるところが多い状況にあります。また、明年度以降におきましても各市町村の加入者の高齢化によりまして医療費の増嵩、また景気を反映しての国保税収入の低迷、落ち込みが予想されますことから、単年度収支確保を図るための所要

額は一層増大していくものと見込まれるところでございます。

28ページ、ここで国民健康保険事業、国保税率などの調整方針でございますけれども、現行の国民健康保険事業、国保とは市町村を保険者として運営される医療保険制度であると、また行政改革の流れの中で、運営の広域化、保険者の統合が求められている状況にあることなどを見ました場合に、基本的には給付と負担につきまして合併段階時において一元化することがより望ましいものとは考えられるところでございます。しかしながら、ただ今ご説明申し上げましたとおり、庄内南部地区7市町村の国保の運営状況を見た場合、基金保有規模など財政状況にかなりの相違がある中、1人当たり医療給付費水準にも格差が見られ、国保税率にもかなりのかい離がありまして、また単独給付、後で様式2でも説明いたしますけれども、葬祭費、出産育児一時金の内容や下に記載しております人間ドックの助成金など、保健事業における相違もかなり大きいものとなっています。なお、ご承知のように合併特例法では合併年度後5年間、負担激変緩和のため国保税について不均一賦課の適用が可能とされているところでございます。また、昨年3月末に決定されました医療保険制度改革の基本方針におきまして、市町村国保の都道府県単位を軸とした再編、統合の方向性が示されているところでございまして、現在国におきまして厚生労働省、総務省、国保関係団体で構成される国保再編・統合推進委員会や社会保障審議会などにおきまして、運営のあり方などの検討が進められているところでございますけれども、15年以内に予定されておりました厚労省によるガイドラインの提示が先送りになっておりまして、また二次医療圏単位の広域連合による運営案が提案されるなど、現段階におきましてはなおその方向性も不透明な状況にあります。これらを踏まえましての国保の調整方針であります。一つには新市における国保税の取扱いにつきましては、合併特例法の規定に基づく不均一賦課を適用することとし、また新市において行う統一国保税率の調整についても段階的に進めるなど、負担の激変緩和を図ることとするものでございます。二つ目といたしまして、不均一賦課適用期間におきましては、単独の医療給付内容等につきましてもそれぞれ旧市町村の例を引き継ぐことを基本といたすものです。また、基金保有規模等財政状況にもかなりの相違があり、全市町村が一律の方法で統一税率になることが非常に困難であると思われまことに、不均一期間内におけます旧市町村単位ごとの国保税率管理方式の導入についても検討をするものでございます。

続きまして、様式2の11ページをお開き願います。初めに管理番号023-3024国民健康保険税税制につきましては、ただ今ご説明いたしましたとおりでございます。なお、納期につきましては電算システム及び収納業務への影響等を踏まえ調整決定するとしておりますが、鶴岡市の9期に統一する方向での調整内容を考えております。

続きまして検診事業についてであります。人間ドックなどの検診にかかる国保単独上乘せ助成額、対象者、対象基準日にかなりの相違が見られるものでありまして、調整内容につきましては一般会計における健康診査事業とも調整を図りながら、合併後5年以内に不均一賦課と合わせ新市において調整するをいたすものでございます。

12ページをお開き願います。出産育児一時金、葬祭費であります。出産育児一時金については30万円が4市町、35万円が3町村となっており、また葬祭費に関してはご覧のとおり5万円から10万円まで支給額にばらつきが見られる状況であります。また、出産育児一時金貸付制度につきましては、鶴岡市のみが制度を有してい

ないものとなっています。調整内容であります。支給額につきましては合併後5年以内に不均一賦課と合わせ新市において調整するといったものでございます。なお、出産育児一時金貸付制度につきましては、制度を設けることとし、合併までに貸付割合等を統一するといったものでございます。

最後に、国保会計でなく一般会計での事業となりますけれども、管理番号023-5204福祉医療給付事業の中で重度心身障害者医療の対象者と乳幼児医療対象者の所得要件に一部相違が見られるものであります。特に大きいのが乳幼児医療でございます。鶴岡市以外の町村では所得制限は完全撤廃されており、鶴岡市のみが県単の基準に準じているものでございます。なお、鶴岡市が単独で所得制限を完全撤廃した場合、一般会計負担増は約5,600万円と多額に上るものでありまして、財政影響を勘案いたしまして合併後5年以内に新市において調整するとしているところでございます。なお、山形県におきましては、新年度、16年度の予算編成の中で乳幼児医療における所得制限の見直しを検討中との話もありまして、実際にはまだ不透明でありますけれども、その動向をも踏まえましての調整になるものと考えています。

国保関係、以上でございますのでよろしくお願いいたします。

○**本城昭一委員長** 次に、環境分科会よりご説明をお願いします。

○**進藤 昇環境分科会長** 環境分科会を担当しております鶴岡市の進藤でございます。

環境分科会での重要課題につきましては、合併処理浄化槽整備事業、それから衛生組織連合会と行政のかかわりについてでございます。ご説明をさせていただきます。

初めに、管理番号24-3、合併処理浄化槽整備事業についてでございます。様式2の13ページ、説明資料29ページをご覧くださいと思います。初めに、ちょっと資料の欠落がございましてご訂正をお願いしたいんですが、24-3の課題のところの下から2行目、利子補給ありというところの鶴岡市、朝日村、そのところに温海町さんをつけ加えていただきたいと思います。資料欠落して申しわけございませんでした。それでは説明をさせていただきます。生活廃水処理につきましては、公共用水域の水質改善を図るため、国土交通省所管の公共下水道整備事業、それから農林水産省所管の農業集落排水整備事業及び厚生労働省所管の合併処理浄化槽整備事業によって、それぞれその整備事業の特徴や施設整備にかかる効率性、地域の特性や住民の意向等を考慮しながら各々の市町村において整備計画を定め、実施をしているところでございます。このうち合併処理浄化槽整備事業につきましては、環境分科会で検討してきたところでございます。合併処理浄化槽の整備につきましては、鶴岡市と羽黒町は個人設置に対する補助制度を活用して整備を進めてきたところでありまして、櫛引町、温海町、さらには平成16年度から藤島町、朝日村が公共下水道や農業集落排水等と同様に行政が設置、管理する手法で整備を進めているというところでございます。分科会では調整検討を行った結果、特に鶴岡市の関係でございますが、農業集落排水整備事業の整備率が非常に低いということもございまして、各市町村の地域実情もあり、整備手法につきましては一本に、いわゆる行政が設置、管理する手法でまとめて調整を図ることはできないということで、当面従来どおりの手法で整備することによってまとめたものでございます。なお、行政が設置、管理をする区域の分担金や使用料及び徴収方法や申請処理方法、あるいは利子補給等につきましては、合併後、

上下水道分科会で検討しておりますところの公共下水道や農業集落排水等の調整内容に準じた内容で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから次に、様式2の13ページの24-13から24-19までの五つの事業につきましては、衛生組織連合会と行政とのかわりについてという関連でありましたので挙げさせていただきましたが、各々衛生組織連合会と行政とのかわりについての調整が必要となってまいりましたことから、その調整について検討させていただいたところでございます。衛生組織連合会につきましてはでございますが、連合会は地域の公衆衛生思想の普及、発展、地域の衛生活動及び健康増進活動の指導育成を目的に各市町村において住民で構成する任意団体としての衛生組織連合会が組織されております。名称は、鶴岡市の場合は衛生協会、羽黒町さんは保健連絡協議会という名称になってございますが、通称衛連ということによっておりますが、公衆衛生につきましては健康増進と生活習慣病の予防推進などの保健衛生分野と環境保全の推進などの環境衛生分野に分けられておりますが、衛連の事業で近年は環境衛生分野の活動が大きな比重を占めております。この傾向は町村の場合特に顕著に表れておりまして、生活保全対策事業、指定ごみ袋の作成事業、資源回収事業などが衛連を中心に行われている町村もでございます。これまで環境分科会や衛連事業を所管する健康分科会との合同会議における調整協議におきましては、活動の大半が環境衛生分野となっておりますことから、合併までに衛連の事業につきましては行政からの補助の見直しも含めて衛連への委託業務のあり方について見直し、事務局については現在保健衛生を所管する部署と環境衛生を所管する部署に市町村によって異なっておりますことから、新市においては環境衛生を所管する部署に移すことを考えております。衛連への委託業務につきましては、環境行政を推進するに当たりましては環境保全推進員やごみ減量推進員など推進員制度を導入し、その推進に当たっておりますことから、新市においては推進員制度を積極的に活用することといたしまして、衛連からは側面的にご協力をいただくこととし、衛連への直接的な環境推進業務の委託は廃止をすることで調整を図るということにしたところでございます。なお、保健衛生分野につきましては、各市町村に保健衛生推進委員会などが組織されておりますので、これまでどおり行政と連携しながら効果的な活動を実践していくものであります。また、衛連組織につきましては1行政団体に1組織とされておりますことから、合併後は新市に新たに組織をつくることとなりますが、衛連組織につきましてはご承知のように公衆衛生活動に大きく貢献するところに行政の情報伝達や啓蒙活動に欠くことのできない組織でございますので、当面は従来の組織をそのまま支部として存続していただき、旧行政単位に支部を置きまして、必要に応じて支所機能を有するところにそれぞれの事務局を担当する職員を配置するというようにも考えることにいたしたいところでございます。具体的な内容につきましては、24-13ごみ収集事業から19まで内容を記載しておりますので、このような形で調整を図りたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○本城昭一委員長 それでは、次に消防防災分科会をお願いします。

○遠見昌園住民生活部会員 消防次長の遠見でございます。

様式2の16ページをご覧くださいと思います。重要事務事業の調整表のうち

消防団組織体制維持管理、消防団員報酬、手当、退職報償金等交付事務、それに消防団分団交付金等、3項目の事務事業につきましてご説明させていただきます。

初めに、消防団組織体制の維持管理でございますが、これは管理ナンバー025-011となっております。課題としましては、市町村ごとに組織されている消防団の新市における組織体制をどのようにするかということでございます。消防団につきましては、地域の安全確保のため、地域に密接なかかわりを持って活動を展開しております。火災や風水害などの災害発生時にはそのすぐれた動員能力をもって安全で安心して暮らすことのできる地域づくりに貢献しているところでございます。庄内南部地区は1,345平方キロメートルを管轄区域とするわけでございますが、ちなみにこれは大阪府の80%、四国香川県の72%、東京23区の2倍以上という非常に広大な面積を有するわけでございます。中には山岳地帯あり、海岸線の住宅密集地あり、高速道路、空港、温泉街の高層建物などその地域ごとに災害の様相も異なり、消防団はその災害特性を考慮しながらこれまで歴史的に訓練を重ねてきたわけでございます。このようなことから新市におきましては、引き続き各市町村の消防団組織体制を維持しつつ、火災などの通常の災害対応は地域に精通した現在の市町村の枠組みの中の消防団で対応し、大規模災害など特異な災害の場合は応援体制、指揮命令系統の一元化を図る必要もあります。また、山形県消防協会など対外的な部分で一つの消防団として団組織の一体的運用を図る必要があることから、連合消防団長を頂点とする連合消防団体制の組織化について検討を進めているところでございます。このことは新設合併の先進地を参考にしておりますが、国からの通知文書、これは平成15年の3月総務省消防庁でございますが、その中でも市町村合併に伴う消防団組織のあり方として、市町村合併に伴う消防団組織の統合を行わないことが適切な場合には、当該行政区内の複数の消防団の密接な連携による一体的運用を図るため、連合消防団長等を設置することが望ましいとされております。なお、調整する時期の振分けとしましては、合併まで新体制づくりをしたいと考えております。

説明資料の37ページをご覧くださいと思います。資料の左側の表でございますが、上の表が1といたしまして現行の消防団体制でございます。これまで各市町村の首長さんをトップに団長、副団長、一番末端の団員までピラミッド型の縦割りの中でそれぞれ災害対応をしてきたものでございます。ちなみに鶴岡市の例を取り上げますと、一番左側に鶴岡市の消防団ありますが、当然鶴岡市長が一番上にありまして、次に消防団長、副団長、そして16の分団があります。その下にそれぞれ59の部、138の班、条例定数が1,390名、実際の実員数は1,380名ということになっております。隣の藤島町を例に取りますと、やはり町長さんをトップといたしまして団長さん、そして分団として5分団、16の部、56の班、そして526名の条例定数の中で実際は507人というような形でもって現在は組織されているわけでありまして、これを新市になった場合が2としまして、合併後の組織体制ということでございますが、当然新しい市の市長さんが一番上にまいりまして、団長さんは連合団長、そしてこの団長さんの選考であります。下の米印の中で、連合消防団長は方面団長の互選により選出ということで、新しい市になりましたら先ほど申し上げたとおりこれまでの市町村の枠組みをそのまま残すということでございますので、それぞれの市町村消防団を方面団あるいは隊とするか、これはこれからの団長さんたち消防団幹部との協議ということになります。そういう方面団という形の団長さんの互選によっ

て選出していきたい、こういうふうを考えております。以下は鶴岡方面団といたしますと、団本部というものを設けましてその下に16個分団、部、班、これは現行の組織体制というものを引き継ぐというものでございます。これは藤島のほうにしましても、羽黒にしましても同じというような考えでございます。しかし先ほど申し上げました団の一体的運用というものを図るために、その方面団の下には団本部というものを組織する、こういうことでございます。一番下のほうの備考になりますが、消防団の演習、消防操法大会などは、先ほど申し上げましたとおり管轄面積が広いことから、これまでどおりそれぞれの地域で訓練をしていただくということでございます。この一つは、やはりこの全部の消防団が一箇所に集まるということは、その訓練をする場所は基本的にまずないということと、それからそれぞれの地域の守りとしてある消防団が一箇所に地域を手薄にして集まるというものが果たしてどのようなことかというような理由であります。なお、一番最後のほうになりますが、藤島町の梯子乗りとか鶴岡市の纏隊、それぞれそういった特色のある消防団活動はこれからも継続してそれぞれの方面団の中でやっていただきたい、こういうようなことで考えております。

次でございますが、消防団員の報酬、手当、退職報償金等の交付事務でございます。これは025-012という管理番号になっております。課題としましては、消防団員の報酬金額、出動手当の有無、その内容にいろいろ大きな違いがありまして、また大きな開きがあるということでございます。なお退職報償金につきましては、山形県の消防補償等組合の規定に基づきまして支払われるものでありまして、相違点といたしましてはそれぞれの団員に対する、これは事務的なことでありますが、口座振込にするか現金支払いにするか、というようなことでございます。38ページのほうを開いていただきたいと思えます。最初に消防団員の報酬のほうで申し上げますけれども、団長さんのところをひとつ見ていただきたいと思うんですが、鶴岡市の12万7,200円、これに対しまして温海町は22万円、約10万円の開きというものがあつたわけでございます。以下副分団長さんも温海町の12万1,000円、これに対しまして鶴岡市が8万3,200円、このように非常に大きな開きがございます。ちなみにこの温海町の団長さんとか副団長さんの報酬額は県内でもトップであるということでもあります。以下副分団長さんは鶴岡市が5万1,400円、温海町は8万1,400円、部長さんが温海町は6万6,000円、鶴岡市は3万8,200円、班長さんは藤島が県内ではトップでありますけれども4万8,000円、それに対して鶴岡市は3万3,000円、団員はこれは櫛引町が2万2,000円から3万3,000円となっておりますけれども、これは消防団員が災害対応するときに使うものでありますけれども、小型動力ポンプ、それから小型動力ポンプを積載する積載車、消防ポンプ自動車、班によってこの報酬額が違ふということでございます。そのようなことで櫛引町の3万3,000円というのは県内でもトップ、鶴岡市は1万7,800円、こういうようなことになっておりまして、非常にこの報酬の額に大きな開きがあります。しかし、その手当のほうになるんですが、手当は下のほうになっておりますので見ていただきたいと思うんですが、鶴岡市は水・火災に出場した場合は1回に当たり1,800円、警戒、これは風水害などの場合警戒出場というのがあるわけなんですけれども、それに対しては1,800円、訓練は消防訓練すべてでありますけれども、1,300円、こういったような手当の1回当たりの支給額があるわけなんですけれども、三川町はこの表の中で誤解を受けやすいので説明申し上げますけれども、三川町の2,4

00円というのは訓練出場での訓練手当であります、2,400円というのは年1回だけの支払いということでございます。それから、その下のほうの朝日村になりますと、火災の手当は報酬の中に含まれているということで、水害のみ支払うということでもあります。それから、横線だけのところがありますが、これはまったく支払われていないということで報酬には大きな開きがありますけれども、この手当のところでもまたいろいろ、鶴岡市などの場合は手当に対するある程度の見直しといいますが、そういったことがありまして、この辺が今度の新しい市になってからの調整課題ではないかというふうに思っております、調整時期につきましては開きが大きく、直接これは消防団員の待遇にかかわることでございますので、十分に検討すべく合併後5年間の経過措置というものをみているわけでございます。

最後になります、消防団分団交付金等でございます。これは管理番号025-020でございます。課題としましては、各市町村において分団等に交付する交付金の額及び交付の範囲と内容に相違があるということでございます。これは先ほどの37ページということになります。右側のところになります。この表は先ほど申し上げました報酬とか出勤手当、こういったものの事務的な処理方法ということで作った表でございますので、出勤手当、報酬は先ほど終わったわけですが、その下の分団交付金等というところをひとつ見ていただきたいと思っております。なお、この分団交付金等という言葉は、鶴岡市では分団交付金という言葉を使っておりますけれども、藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海これは団運営交付金ということで、分団だけでなく消防団そのものに対する運営の交付金という形でもって支出しているところでございます。その辺ひとつご理解いただきたいと思っております。なお、その下のポンプ等の管理謝金、これも鶴岡市では報償費の中で出しているわけですが、町村によりましては先ほど言いました分団運営交付金という中で支出しているというようなことあります。いくつかちょっと説明させていただきますが、鶴岡市の場合ですと団本部、これは消防団長、副団長、それから本部の分団長というもので組織しているものがありますが、ここには年間16万8,000円支給するということになっております。あと各分団には1万8,000円ということであります。これは16個分団で45万6,000円、藤島町の場合ですとこれが一括して団本部には111万1,000円、以下いろいろ書いてありましてトータルでは280万円。羽黒町は、団本部には4万円を2回、それから各分団には2万円を2回ということで60万8,000円。それから櫛引町は、各分団、団員、消防施設管理交付金、これは自動車班、小型班ということでもって金額にいろいろ差があるというようなことございまして、見るとおり非常に各市町村ごと大きな差がありますし、それぞれの支給方法が異なっているということでございます。分団の交付金というのは、いわゆる消防団の活動そのものに直接関係があるものでございまして、またその金額の調整というものはその活動というものにも大きな影響を及ぼすことから、当面現状のままとして新市において5年以内の経過措置の中で十分に検討を加えながら、不公平感あるいは団の運営に支障のないように注意しながら調整、統一を図っていきたいというところでございます。

以上でございます。

○本城昭一委員長 それでは、10分間休憩をしたいと思います。再開を15時25分としたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(休憩 午後3時10分)

(再開 午後3時21分)

○本城昭一委員長 それでは、再開いたしたいと思います。

消防防災の事項について、この様式2の17ページ、025 - 045についての説明をお願いしないで済みまして、大変失礼しました。お願いします。

○齋藤和也生活分科会長 それでは、私から025 - 045の防災行政無線の再構築、防災行政無線保守管理、地域防災行政無線保守管理につきまして、ご説明申し上げます。説明資料の39ページも併せてご覧いただきたいと思います。課題といたしまして、全市町村の防災行政無線の統一が義務づけられているものでございます。総務省の東北総合通信局では市町村の合併に伴う周波数の移行等にかかる基本的な考え方というものを示してございまして、防災行政無線局の周波数は1市町村に1波を割り当てることとしておりますことから、全市町村の防災行政無線の周波数統一化が義務づけられているものでございます。また、羽黒町、朝日村の機器が老朽化しておりますことと、戸別の受信機がある町村がございまして、この現状維持が求められております。また、固定系、移動系の保守管理委託料が市町村ごとに異なっていることもございまして、総額で750万円となっております。この調整といたしましては、当面は統合器によりましてシステムの統一化を図るものであります。旧市町村単位の機器の老朽化を勘案しながら、かつ戸別受信機のあり方も含めて段階的にシステムの再構築を図るものでございます。委託管理は当分の間現行のとおりとし、システムの再構築に合わせまして段階的に調整を図るものであります。参考資料の39ページをご覧いただきますと、2の現状というところに として固定系及び移動系整備市町村ということで、5市町村を載せておりますし、地域防災無線ということで移動系になりますが、これが藤島町、櫛引町ということになります。これを統合器によりましてシステムの統一化を図って当面をしのぎまして、莫大な費用がかかりますことから、順次この再構築を図りたいと考えておるもので、経過措置として5年以内を目標としているものであります。以上です。

○本城昭一委員長 ありがとうございます。協議につきましては、本日予定しております二つの部会の説明後に行いたいと思います。

ということで、次に健康福祉部会の説明をお願いいたします。健康分科会お願いします。

○白井宗雄健康福祉部会長 健康福祉部会の白井でありますけれども、健康福祉部会の調整事業数は4分科会で当初440項目の事業があったところでありまして、18回の部会を開催して協議した結果、本日の資料のとおり重要事務事業として47事業を選出いたしました。本日はそのうちの32事業について各分科会長からその事業の課題及び調整内容案についてご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○菅原敬一健康分科会長 健康分科会の鶴岡市の菅原と申します。

様式2の18ページ、031-067集団基本健診、それから19ページの消化器検診、婦人科検診、20ページの072人間ドック、検診事業につきましてそれぞれ同等の課題を抱えておりますので、一括でご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。説明資料につきましては40ページ、41ページになります。

まず18ページのところで代表的なところでご説明申し上げますと、集団基本健診でございますが、健診項目の選択項目の取扱いに違いがございます。申込方法にも違いがある、それから対象年齢にも違いがございます。問診票の配付方法が違っております。それから自己負担金がそれぞれ違ってありますし、免除制度にも違いがございます。自己負担金の収納処理の取扱いにも違いがございます。この課題がそれぞれ以下の消化器検診、婦人科検診でも共通しておるところでございます。特にこの集団健診につきましては、鶴岡市においては65歳以上の方は無料制度を使っておりますが、町村におきましては70歳以上の方を有料としているところもあるということで、無料化政策が大きく違っているというようなところがございます。また、自己負担等につきましても最大でゼロ円から1,400円というような違いがございます。

そのようなところで41ページのほうで人間ドックの比較とそれから下段のほうでは検診の試算をしているところでございます。人間ドックのほうをご覧いただきたいと思っておりますが、委託料それから自己負担金という区分になっておりますが、特に自己負担金のところをご覧いただきたいと思っております。鶴岡市の男一般で1万900円、女一般で1万3,000円、これが一番安いところだと温海町さんの男9,000円、女性が1万円ということで、女性の場合ですと3,000円という金額の違いがあるというようなことでございます。その結果、鶴岡市の例に合わせて調整をいたしますと、個人の負担が増えるかわりに行政の負担は減額になるわけでございますが、対象者枠が大幅に増大するというようなことで行政の負担が増えてまいるというようなことでございます。

基本健診とその他の検診の関係のところでございますが、基本健診でいきますと鶴岡市の65歳以上が無料化というようなことに合わせますと、それぞれ各町村さんでの負担が増すということと、それから婦人科検診においては70歳以上の方の無料化制度を取っておりますが、それに合わせると行政負担が増える。消化器検診においては自己負担金の取扱いが変更されることによる、あるいは減免枠の拡大によりまして行政負担が増えるというようなことがあって、一体に行政負担が増大するというふうに見られております。

人間ドックにつきましての調整した内容でございますが、受診対象年齢枠の拡大を図ってまいりたいということと、それから税務・国保分科会におきまして、国保加入者に対する優遇措置、助成制度がございますので、そちらとの連動が必要であろうということで、5年の経過措置をもって統一を図りたいというようなことで調整をしております。

人間ドック以外の基本健診と消化器検診、婦人科検診につきましては、合併時からの電算システムにおける統一というようなことが難しい状況になってきておりますことと、それから個人情報保護条例による情報提供の制限ということでそれぞれ各市町村においてマンパワー、保健衛生組織と一緒にした検診拡大事業を行っております

が、そのようなところでのシステムの整備、再構築もまた必要になってくるということが考えられますことから、経費の増大も考えられるということで、自己負担金の見直しと減免制度を合わせて同一で実施をしていきたいということでございまして、3年以内の経過措置をもって鶴岡市の例を基本に調整をしてみたいという考えでございまして。

以上でございます。

○本城昭一委員長 次に、福祉分科会の説明をお願いします。

○板垣 博福祉分科会長 健康福祉部会福祉分科会の鶴岡市福祉課長の板垣と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは後日説明となっております1事業を除きました11事業につきまして、部会、分科会での調整の内容をご説明いたします。資料につきましては、重要事務事業調整表の様式2のほうは21ページから25ページ、それから説明資料、大きいほうにつきましては42ページから65ページになります。大変恐れ入りますけれども、この二つを併せ見ていただくような形でお願いできれば大変ありがたいと思っております。

私どもの分科会におきましては、ご承知のように給付的な施策というものが大変多いということが特徴的でございます。調整内容が金額の差というようなことで影響をいたします。そのことによりまして今後の施策展開の方向にも大きな影響が及んでまいりますので、まず調整に当たっての部会、分科会の基本的な考え方というものを基本に据えましてその後の調整に当たりませんと、金額の多寡というような議論に終始をいたしまして大きな方向を見失ってしまいかねないというようなことでございましたので、最初に当分科会の事務事業調整の基本的な考え方というようなものをご説明させていただきたいというふうに存じます。説明資料の42ページをご覧くださいと思います。福祉分科会の事務・事業調整の考え方というようなことでここに記載をさせていただきました。調整すべき課題として施策の方向性の違いによる、障害者福祉分野における現金・現物給付施策の金額でありますとか水準の差というようなものが課題であるということでございます。調整に当たっての考え方につきましては、冒頭委員長さんのほうから分科会での議論の経過というようなものも報告をということでございましたので、ご報告をさせていただきますが、合併協議会参加市町村のうち特に鶴岡市の場合、現金・現物給付につきましては控えめになっております。サービス提供基盤の整備に力を入れてきたという経過がございます。個別給付等の金額等を比較いたしますと、概して町村よりも鶴岡市のほうが低いというようなものが多いというような傾向がございます。別紙資料ということで46ページ、47ページに資料をつけてございますので、後ほどご覧をいただければありがたいというふうに思います。ただこれはざっと目につくものを拾い上げたというものでございますので、細かな差異などは反映しておりませんので、そういった考えでございましたらと思います。しかしその一方、在宅福祉サービス提供基盤の整備は比較的進んでおりまして、これも後ほど説明をいたしますので別紙資料1のとおり障害者1人当たりの障害者福祉サービス提供にかかる予算を見ますと、一般財源ベースで他の町村を大きく上回っております。逆に現金・現物給付予算を同じく一般財源ベースで比較をいたしま

すと、特に藤島町や羽黒町では鶴岡市を上回っているというような状況がございます。おしなべて町村は現金・現物給付の充実に力を入れてきたというようなことがわかるかと思えます。これは別紙資料の2でございますが、44ページ、45ページをご覧いただきたいと存じます。

44ページが別紙の1でございます。障害者福祉サービス提供にかかる予算額というようなことで、別紙の1と2につきましては傾向を見るというようなことでざっと作ったという資料でございますので、この資料でもってどちらかが高いとかどちらかが低いとか、そういうような比較はちょっとできないということではありますが、全体の大きな方向を見るというようなことでは使えるかというようなことで調整した資料でございます。この別紙1のほうに書きましてのようにサービスの提供ということにかかる予算を、あるいは決算額といったものを並べまして一番下のbのところ障害者数合計というようなことで、身障手帳の所持者、療育手帳の所持者、精神障害者の手帳の所持者の方の人数を合計いたしまして、それで障害者1人当たりどのぐらいの予算が配分されているのかというようなことで比較をしたものでございます。鶴岡市の場合が一般財源ベースで一番下のところではありますが、7万2,000いくらかというような状況になっておりますが、他町村に関しましては1万いくらかとか2万5,000円とかというようなところで、金額的に差が出ております。

また続きまして、45ページのほうをご覧いただきたいと思えます。45ページにつきましては、同じような手法で障害者福祉にかかる現金・現物給付というような性格のものを拾い上げてみたものであります。これもずっと足し上げまして同じように障害者1人の金額というようなものを出しましたところ、先ほど申し上げましたように鶴岡市が1万2,843円というようなことで、藤島町さんは1万5,000円を超えておりますし、羽黒町さんも1万4,000円を超えているというような状況で、傾向としてということでございますが、町村において現金・現物給付の充実というようなことに力を入れて福祉施策の展開が図られてきたというようなことが方向として読めるのではないかとこのように考えております。

また42ページのほうにお戻りいただきたいと思えます。真ん中のあたりですが、別紙資料2の次になります。この傾向というのはどちらがすぐれているかというような問題ではございませんで、福祉施策の進め方に対する方向性の違いといったようなものがこういう形になって表れているというふうに考えております。少子高齢化が急激に進展いたしまして国、地方とも財政状況が大変厳しいという今日、現金・現物給付の充実ということで福祉を進めていくということは困難であり、また国の施策の動向を見ましても介護保険制度、支援費制度に見られるように今後の福祉施策の方向は現金・現物給付ということではなく、サービス提供を中心に整備が進められるというふうになっております。このことは合併するしないにかかわらず、今のすべての自治体全体の課題というふうにもなっております。合併市にとっては鶴岡市で提供されているような様々な福祉サービスの提供を全市的に提供できるようにすること、この提供基盤整備を進めることが大きな課題になるというふうに考えます。こうしたことから福祉分科会としては、合併市の福祉施策は福祉サービス提供を中心として推進することが適当であって、合併後のサービス提供基盤の整備に備えるため、事務事業の調整に当たっては現金・現物給付の水準は最も対象者が多くて影響の大きい鶴岡市の水準を基本に調整をするということと合意をしたものでございます。ただし、調整に

当たりましては、激変というようなことがないように経過期間などを設けるというふうなことにさせていただきます。

それでは、順次事業をご説明いたしますが、42ページとそれから様式2のほうの21ページを併せてご覧いただければありがたいと思います。

まず最初に、032-020社会福祉協議会の運営費等補助事業でございます。調整上の課題といたしましては、ご承知のように社会福祉協議会は社会福祉法において地域福祉を実現するための組織ということで位置づけられ、それぞれの自治体で地域の福祉基盤を支える極めて重要な組織として活動しております。そういったことで各自治体ともこうした社会福祉協議会の活動を支援するために、個表が48ページのほうにございますが、それは後ほどご覧いただければありがたいと思います。それぞれ独自の基準というようなもので、人件費等を中心に運営費の補助をしております。以前にお配りをいたしました庄内南部地区の現状と課題というものにも書いてございますが、職員数が一番小さいところで3人から、一番大きいところで293人、予算規模でも一番小さい2,600万円というようなところから、一番大きいところでは12億5,000万円というようなことで、運営に大変大きな差があるということでございます。社会福祉法109条によりまして、社会福祉協議会は一つの自治体に一つと定められております。合併に伴い社協も必ず合併しなければならないということでございますので、ただ今社協においても合併協議会が設置され、合併協議が進められています。こうしたことから合意をいたしました調整方向といたしましては、社会福祉協議会は各市町村の福祉基盤を支える重要な団体でございますので、その活動が合併後も維持できるよう、現行の補助水準を維持するというようなことを前提に、社会福祉協議会の合併協議と連携をしながら合併までに新社協への補助基準を作成することで合意をしたものでございます。

続きまして、032-033重度障害者介護者激励金の支給事業ということでございます。この事業は在宅の重度障害者、身障手帳の一、二級とか療育手帳Aといった方でございますが、その介護者の方に年4万円の激励金を支給するという県の補助事業でございます。対象が所得税の3万円未満の方を対象にしております。鶴岡市と三川町では上乘せをさせていただきますけれども、ほかの町村に関しましてはご覧のとおり8,000円から2万円までそれぞれ上乘せをしているということでもあります。それから、もう一つの状況としては、県のほうの補助事業が16年度で廃止をされるという予定でございます。そういったことから合意をいたしました調整方向といたしましては、上乘せのない鶴岡市と三川町については県事業廃止に伴いまして事業を廃止するという予定にしております。ただ上乘せを実施している町村は合併までに事業を廃止するというところでございますが、この033と034、若干関連しておりますので、続けて034をご覧いただきたいと思います。034の重度障害者介護者激励金品支給事業、これは単独事業ということでございます。在宅の重度障害者の介護者に激励金品を支給するという市町村の単独事業でございますけれども、県事業と異なりまして所得税の3万円以上の課税世帯も対象にしておるというようなところで若干違っております。鶴岡市と三川町が県事業との重複支給という形になります。その他の町村は033、一つ前の県の補助事業との重複はございません。鶴岡市は1,600円相当の花鉢でございますが、これを年1回配付、それから藤島町、羽黒町は年5万円、櫛引町は年6万円、三川町は年8万4,000円、朝日村は年4万8,000円、

温海町は年5万2,000円というようなことで、これは033のほうで各町村が単独で上乗せをした分とバランスを取った金額になってございます。これにつきまして合意いたしました調整の方向といたしましては、16年度に先ほど廃止をいたすというふうにいたしました033の県事業、これを町村において肩代わりをするという町村におきましては所得税3万円未満の世帯、これが先ほどの県事業の対象世帯、これもこの単独事業のほうの対象世帯に加えて5年間の経過期間実施をするということでございます。経過期間中に段階的に金額の調整を行って最終的に鶴岡市の例に調整するというところでございますが、これは非常によく似ております寝たきり老人介護者激励金支給事業という寝たきりのお年寄りの方に支給をしております事業がございます。対象者が障害者とけたが違って多いというものであります、それとほとんど同じ取扱いをしたという、高齢との整合性を取った調整方向ということでございます。

次に、032-036重度心身障害児養育手当支給事業でございます。これは重度心身障害児を養育している保護者の方に手当を支給するという制度でございますが、支給要件がないというようなこと、それから藤島、三川、朝日、温海は特別児童扶養手当という、これは法律による手当でございます。現在は年間61万3,200円というふうになってございますが、これの非該当者への支給ということになります。ご覧いただいておりますかと思っておりますが、鶴岡市が年に5,000円、羽黒町年4万円、櫛引町が年6万円というようなことでございます。朝日村とそれから温海町では対象者はゼロということでございます。これには2通りございまして、鶴岡、羽黒、櫛引のほうの単独事業とそれから特別児童扶養手当に該当しない方に対して支給をするという藤島、三川、朝日、温海というふうなことで2通りなっておりますので、22ページのほうが上段、下段二つに分けてございます。調整上の課題といたしましては、鶴岡市の対象者が145人と一番多いということで、櫛引町の例を導入すると鶴岡だけで870万円の一般財源というような形になります。それから特別児童扶養手当、この金額が15年からちょっと変わっておりますので大変失礼いたしました。62万3,200と書いてありますが、61万3,200円の誤りでございます。訂正いただきたいと思っております。こちらのほうとの重複給付というようなことの必要性がどうなのかということがあります。それから所得要件による、これ県事業と書いてございますが、先ほどの特別児童扶養手当でありますけれども、これも市町村の代替給付の必要性ということ、いってみれば所得が多いということで該当しなかったという方に市町村がまた独自で給付をするということがどうなのかということが問題になっております。合意をした調整方向といたしましては、5年の経過期間を設けてその後鶴岡市の例を基本にした調整を行うということでございます。特別児童扶養手当非該当の方への支給につきましては、先ほど申し上げましたように所得要件による非該当という方に、市町村が現金をまた支給するような形で独自実施という意味合いは薄いのではないかということで、現在受給中の方のみ3年間の経過期間を置いて廃止をいたしたいというふうな合意内容でございますが、実際に対象となります方は、藤島町においでになる方は16年度で対象者から外れますので、三川町に1人おいでになるということになるようでございます。

続きまして、紙おむつ支給事業、064でございます。これは常時失禁状態にあります方に紙おむつを支給するという事業で、県の総合交付金で財源措置がされているものであります。県事業に各市町村が上乗せをしております。高齢者福祉分科会の紙

おむつ支給事業と似た内容でございます。県のほうの交付金の基準は、所得税非課税のみで単価が月2,000円という基準でございます。23ページをご覧くださいますと、それぞれのところで実施をしておりますが、それぞれ県の交付基準に上乘せをして対応しているその上乘せの具合が違っているという現況であります。鶴岡市と櫛引、朝日村は所得要件で上限を設けてございますけれども、ほかは所得税課税世帯もすべて対象にしておりますし、特に藤島町では所得税額にかかわらずすべての方に月9,000円以内を支給しているというような状況にあります。調整での課題といたしましては、同様の事業がやはり高齢のほうにございます。その関係で介護保険施策とのバランスを取る必要があるのではないかというようなこと、高齢者福祉分科会では17年度から新たに検討を行って、18年度から実施をするということにしておりますので、合意をいたしました調整方向は、介護保険施策の動向を見ながら17年度に新たな基準を作成するというところで合意をいたしました。高齢施策とのバランスを取るというようなことで17年度の様子をちょっと見たいということでございます。

それから、次の070福祉タクシー券の助成事業、これは次の福祉ガソリン券との選択というようなことをして自治体が多いことから一緒に説明をさせていただきますが、調整課題といえますと何といたしても対象者、交付基準、交付枚数に市町村間で大変大きな差があるということでございます。概して町村の給付基準が高く、特に藤島町では障害によっては6級までということですので、身障手帳お持ちの方、それから療育手帳はBのさらに養護学校に通っておられるという方も対象としておる、それで枚数も48枚というようなことで大変手厚くなっているということでございます。仮にこの基準を全市に適用いたしますと、4,000万円を超えるという一般財源が必要になるのではないかとというふうに試算をされております。調整に当たりまして大変分科会でも難航いたしましたけれども、山形市、酒田市あるいは米沢市などの類似の団体の支給に比較をいたしまして、鶴岡市の水準というのはむしろ高い水準になってございます。そんなこともございまして、最も対象者の多い鶴岡市の基準を基本に調整をするということが妥当であろうということで、5年間の経過期間を置きましてその間に段階的に引き下げを行い、最終的に鶴岡市の例に近づけるという方向で合意をいたしました。しかし、公共交通機関等、移動のための社会資源に乏しい町村の実情に配慮をして、旧町村区域の交通基盤整備等、障害者や高齢者の移動支援策の検討について強い要望が寄せられまして、その旨を調整内容のところに記載をしたということでございます。

それから、033-302高齢者長寿祝品等伝達事業でございますが、これは大きい資料の63ページをご覧くださいますと、こんな具合に高齢者の方に様々な祝賀のお祝いをしておるというようなことでございます。これでいきますと88歳を超えますとほとんど毎年何がしかのお祝いがあるというような状況になっております。そういったようなことで高齢化の進展において祝賀事業の対象者も年々増加しているということであります。これにつきましては、合併までに見直しをして大きな節目での祝賀というようなものを中心に新たな基準を作成するというところで合意をいたしました。合意の案につきましては77、88、99、100と、それからその年の最高年齢者というような形の祝賀というような基準が妥当ではないかということで合意をしたところであります。

それから、033-303敬老事業等補助金交付事業であります、これは25ペ

ージのほうに出ておりますが、鶴岡市、温海町は各町内会が開催する敬老会への補助金、朝日村は地区公民館の敬老会というようなことでございます。それぞれのやり方でおやりになっているということでもあります。櫛引町、三川町、朝日村、温海町は特別養護老人ホームの敬老会にも補助金を交付しているというようなことでもあります。これは各地区の大きな行事として定着をしておるというようなことがあります。こうしたことから合意をいたしました調整方向といたしましては、各地域の特色のある行事ということで、当面現行どおり実施をしてはどうだろうか、合併市においてその後のあり方というようなものについても検討していくということで、当面現行どおり地域の特色ある行事というような位置づけがよろしいのではないかとということで合意をいたしました。ただ特別養護老人ホームの敬老行事に対する補助金は、合併までに廃止をするというようなことで合意をしたというところでございます。

福祉分科会は以上でございます。

○本城昭一委員長 それでは、高齢者福祉分科会。

○山木知也高齢者福祉分科会長 それでは、高齢者福祉分科会の事業についてご説明を申し上げます。鶴岡市介護サービス課長の山木でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、小さい資料の26ページからになります。また、大きい参考資料につきましては66ページからになりますので、主に小さい資料を使いましてご説明を申し上げます。

初めに、033-025外出に対する支援サービスでございます。このサービスは寝たきりなどの要介護高齢者が通院をなさる際にストレッチャーという、いわゆる担架でございますが、担架つきの車でありますとか、車椅子で運べる福祉車輛を現在管内のタクシー会社が配備をいたしておりまして、そうした特殊な車輛によって通院をする際に助成を行うという事業でございます。現在調整の課題となっておりますのは、一つは助成の額が異なっているということでございまして、鶴岡市は初乗り運賃相当額、大型のタクシーでいいますと750円、小型でいいますと610円を助成をしているということでございますが、ご覧のとおり藤島町、三川町、櫛引町では費用総額、運賃総額の9割を助成する。また、羽黒町では自己負担500円を除く費用額を助成する。温海町は燃料費の実費を自己負担といたしましてそれ以外を助成する。朝日村では現在未実施となっております。このように助成額が異なるということと同時に、実施方法も異なっておりまして、羽黒町、温海町では特別養護老人ホームを運営いたしております社会福祉法人に委託をしている。その他の市町につきましては、タクシー会社に委託をしているという状況になっているところでございます。これは一つには病院等の医療機関の市街地偏在といったような地域特性があるわけでございますし、またそれに遠くなればなるほど費用がかさむといったような状況がございます。そうしたことからかなり大きな助成額の格差となっております。この点につきましては調整には相当難航いたしましたところでございます。そこで現在の調整案といたしましては、一つにはこの支援サービスでございますが、平成12年の介護保険に前後いたしまして各タクシー会社がこうした車輛を整備してきたこと、それから国の補助事業が最近になって出てきたことなどから、まだ実施して二、三年というような若い事業

でございます、今後こうしたものの需要は現在以上に出てくるだろうというような状況を勘案しなければならない。それから、今一つは先ほど申し上げましたように医療機関の偏在する鶴岡市市街地から離れば離れるほど費用がかさむということで、そうした方々に財源を傾斜配分しなければならないといったような視点から、ご覧のように羽黒町、温海町の社会福祉法人委託は従来どおり実施をする。それから、朝日村についても経過期間中に社会福祉法人委託を検討するというようにしております。タクシー利用に関しましては、運賃総額から自己負担基準額といたしまして1,000円程度はご負担をいただけないだろうかということで、そしてその1,000円、介護タクシーにあっては1,100円となっておりますが、この介護タクシーと申しますのはこうした移送に際しまして介護保険が適用になるタクシーという意味合いでございます、控除した額の2分の1を助成をするということではいかがか。そして社会福祉法人委託の場合につきましては、概ね必要経費の2分の1程度を自己負担をいただくというような調整でいかがかということで、これも給付格差が相当開いておりますことから、激変緩和などを入れながら段階的に実施をしていこうということで、5年以内の経過措置といたしたところでございます。

次に、033-026高齢者福祉タクシーの助成でございますが、これは75歳以上の後期高齢者の方々に年間12枚を限度といたしまして、1枚基本料金610円のタクシー券を交付するという事業でございます、藤島町だけが実施をしているという事業でございます。これも公共機関等々がなかなか整備されないといったような地域特性に根ざした事業ではございますけれども、これを合併市全市に普及させた場合には四千数百万の財源が必要になるということ、それから他の福祉サービス等々と比較をした場合にこの事業につきましては他で行っておりますその他の事業に比べましてもやはり突出しているというようなことから、3年以内に事業廃止をすることはやむを得ないのではないかとすることにしたところでございます。ただし、旧町村地域での交通基盤確保の問題、高齢者の移送の問題につきましては、やはり課題として残るということでございまして、先ほどの障害者の福祉タクシーと同様に、移動支援策について引き続き検討を進めていこうということにしたところでございます。

次に27ページでございます。033-041寝たきり老人紙おむつ支給でございます。これは寝たきり等で常時失禁状態にある高齢者の方々に紙おむつを支給するという事業でございますが、これにつきましても給付基準といたしましては、鶴岡市は所得税12万円未満を対象としておりますし、朝日村では所得税8万円以下の方、その他については所得要件がないということで、給付要件が違っております。また対象者年齢につきましても65歳未満の方についても対象としておりますが、これは障害者での紙おむつ支給というところに含まれているところでございます。それから給付の内容につきましても月額2,800円から9,000円というふうに表記をしておりますが、これは本人状態及び所得の状況によって一番低い方で2,800円、一番高い方で9,000円ということでございますので、同一の状態の方でこの給付が開いているという意味合いではございませんので、ご了承いただきたいというふうに存じます。これにつきましても相当程度給付が開いているということ、それから羽黒町におきましては介護保険の特別事業ということで、被保険者の方々に一定のご負担をいただきながら紙おむつの財源に充当するという、そうした市町村の特別事業が介護保険の中で認められておまして実施をされているということがございますので、

これらを調整いたしますためにはやはり合併市におきましても介護保険事業の横出し、いわゆる市町村特別給付でございますが、こうした形で一定のご負担をいただきながら調整をいたしたいということにしたところでございます。仮に鶴岡市の例を基本にというふうに表記をしておりますが、各町村でこのような影響が出るということでございます。これにつきましては介護保険の新たな事業期間が始まりますのが18年度でございますので、17年度に状況を見ながら新たな枠組みをして実施をしてみたいということで1年以内の経過措置といたしたところでございます。

次に、048の寝たきり老人等介護者激励金支給でございます。これは寝たきりなどの要介護者、それから痴呆性の要介護高齢者の方を介護しているご家族の方に激励金という形で年額5万円から8万4,000円までの間で支給をされているものでございます。この事業の発足当初、これはかなり古い制度でございまして、県が激励金を支給したということで各市町村がそれに上乘せをして支給してまいった事業でございますが、それが平成14年度から県の事業が廃止されたということがございまして、鶴岡市では14年度から廃止、温海町では15年度から廃止というような状況となっているものでございます。これも事業発足当初から見た場合の高齢者介護の基盤整備というものが相当程度進んできたということもありまして、事業本来の意義は少し発足当初から移ってきているということもございまして、またこの事業を実施していない温海町、鶴岡市等々全市に及ぼした場合にはやはり多額の財源が必要になるということで、5年の経過期間を設けて段階的に廃止することにはどうかという調整としたものでございます。

次に、068の低所得者利用者負担減免でございます。これは保険料第2段階の方、これは市町村民税が世帯非課税になっている方々でございますが、こうした方々の中で特に生活が困難であるという方々について介護保険の利用者負担を減免するという制度となっております。これにつきましては、鶴岡市につきましては保険料第2段階までの方を対象としておりますが、町村におきましては保険料第2段階のうち老齢福祉年金受給者までを対象にしているということでございますので、これは鶴岡市の例を基本に調整をしようということで、5年の経過を持ちながら上記の介護者激励金の支給の段階的な廃止と合わせながら実施をしてみたいということにしたところでございます。

最後に、210の介護保険料賦課・更生でございます。これにつきましては現在最も高い保険料が鶴岡市の年間の基準額といたしまして4万236円、最も安い三川町で3万5,520円、その差は年額にいたしまして4,716円、月額にいたしますと392円の格差があるということでございます。その他端数処理の問題、それから暫定賦課の問題等々事務的な問題がございまして、最も大きなものはこの保険料額でございます。介護保険料は3年を1期に定めるということにしております、現在の保険料は15年度から17年度までの3か年ということになっております。このため17年度につきましては不均一の保険料ということにいたしまして、17年度で18年度以降の新たな合併市の介護保険事業計画を作成いたしまして、18年度から統一保険料といたしたいということにしたものでございます。経過措置は1年ということになります。

以上でございます。

○本城昭一委員長 ご苦労様です。

次に、社会児童分科会をお願いします。

○上原正明社会児童分科会長 社会児童分科会の鶴岡市の社会児童課長の上原です。

資料に基づきながら説明したいと思います。様式2につきましては、29ページ、30ページでございます。それから、大きい資料につきましては、77ページ以降ということでございますので、項目にしたがいまして説明をいたしたいと思います。

最初に、034-013公立保育園の管理運営事業でございます。大きい資料の77ページをお開きください。77ページにつきましては認可保育園の施設一覧を並べたものでございます。合併によりまして全部で42の保育園になります。現在藤島町のほうで一つ新たに建てておりますものですから、16年以降は43になる予定でございますけれども、現時点では42か所、そのうち公設公営で行っているものは15施設、それから公設民営が一つ、それから民設民営が26というふうになります。その中で定員が現在で2,860人になっておりまして、入所児童も3,059ということで、少子化の中にありながら保育需要は年々増加傾向にあるということで、特に鶴岡の場合は幼稚園のほうから保育園というような、生活環境、社会情勢がそのような時代になっているものですから、保育園にシフトしつつあるということでございます。それで78ページの左側をご覧くださいと思います。この中で公立保育園の運営ということで、今現在5市町村で行っておるものの市町村比較をしたものでございます。公立保育園総数については全部で15というふうになるわけですがけれども、職員数についても正職員で115名になる、それから臨時職員も208名と相当膨れ上がるような状況でございます。職員の勤務形態につきましてもそれぞれの地域事情もございまして、また保育園の開設状況もあるものですから、それぞれ違った形の勤務形態を取っています。また、臨時職員の賃金につきましても、それぞれ独自に臨時職員の任用規定がございますものですから、ばらばらの形で行っているということでございます。また、こうした運営につきましては下段のほうに書いてありますとおり、国、県の補助、それから保育料、それから保育料は後ほど説明いたしますけれども、保育料につきましては国の基準からそれぞれの市町村で独自に保育料を設定しているものですから、保育料の減免分ということで一般財源で補てんしているものがあります。それから、一般財源、運営費に対するルール分というのがございますけれども、そういうもの、それから特別保育事業なども行っているものですからそういう国県の補助、それから一般財源の超過負担というようなことで持ち出しの形で行っているような状況でございます。どうしても人件費にかかる経費が大きくなるものでございますから、一般財源の超過負担というものはどうしても公立のほうでは発生してくる、このような状況でございます。こうした中で児童1人当たりにかかる年間経費も14年度ベースで出しておきました。ただ公立保育園につきましては相当国のほうの施策が大きく変わっています。例えばこれまで運営費に対する国、県の補助がございましたけれども、それが16年度から一般財源化ということで、交付税措置に変わる、また国の規制緩和の中で、今まで保育園については民間でやる場合は社会福祉法人でなければだめだというのが誰でもできるようになりました。株式会社でも個人でもできる、また委託も可能だ、そういう諸々の国の情勢が変わっております。こうしたことから調整内容といたしましては、運営方式、勤務形態など保育園全体について、

民間委託等の検討も含め、経過措置をもって調整するというふうな方向にさせていただいたものでございます。

続きまして、034-029保育料でございます。資料につきましては78ページの右側のほうをご覧ください。保育料につきましては国で基準を持ってはおるものの、それぞれの市町村の独自施策ということで、それぞれ基準を設けております。年齢区分にしても鶴岡市では3区分、ゼロ歳、1・2歳と3歳以上というような年齢区分を設けておりますし、藤島さんは2区分、それぞれ違った形で年齢区分を設定しております。それから階層区分ですけれども、国では9区分になっているわけですけれども、それを刻んだ形で鶴岡では10の階層を持っています。階層というのは、保育料はゼロから所得に応じて段階的に設定するものですから、その階層ということでございます。それで保育料の最高額にしましても、ゼロ歳であれば鶴岡市が一番高くて5万8,000円、三川町さんが一番安くて3万2,300円、1・2歳も同じような状況でございます。3歳以上につきましては、鶴岡市では3万6,000円、一番安い藤島町さんでは2万1,700円というふうになります。次の段が保育料の徴収額でございます。現に14年度に入っている額でございます。それから、14年度の延べ人数が次にあります。それを割ったのが平均の保育料、1か月平均ということで鶴岡が2万3,216円、三川町が1万6,264円というふうになっております。これを実際の国の基準に置き換えたらどの程度の徴収基準になるかというのが次の段でございます。総額で10億ほどになるということでございます。実際の徴収額からこの基準を引いたものが、それぞれの市町村で減免というような形で一般財源で補てんしているというものでございます。この基準額にいくらまで達しているかというのが次の段で、鶴岡の場合は80%、一番低いところで三川さんの49.4%ということになります。朝日さんで52.8%になってございます。それで下段のほうに財政負担試算ということで、仮に置き換えたものが次の項目でございます。鶴岡市の保育料を平均で採用した場合ということで考えてもらえばよろしいかと思えますけれども、そうしますと保育料は5,400万の増となります。また一番低い三川さんの保育料を採用した場合には、一般財源の持ち出しがこれよりも2億ほど増えるというようなことでございます。こうした状況の中で相当保育料については各市町村間で格差がございます。そうしたことを受けて、いずれにいたしましても、いずれの時点からは保育料を統一する必要がございますものですから、調整内容といたしましては当面は住所地により、これは保護者の住所地でございます、保育料を算定することとして、5年以内に国の基準をベースに新しい保育料を検討するというようにしたものでございます。

続きまして、034-041集団保育型の児童館でございます。説明資料の79ページの左側でございます。この資料につきましては児童館全部のものを並べさせていただいております。児童館には集団保育、保育園の代わりにやっている施設と、それから自由来館ということで自由に誰でも来られるというような施設の2種類があるわけですけれども、その中で集団保育というようなことに限らせていただきました。この中で集団保育をやっているのが4町で9施設ございます。この中でも保育料につきましても、利用料金ですが、受け入れ人数についても相当違いがございますが、今各町のほうでいろいろこの集団保育児童館については検討中というようなことでございます。例えば藤島さんであれば新しい保育園を建てて、この児童館を廃止していくというような方向も検討されております。また年次的にこの児童館を民間保育園の分館

にしていくというような検討をされているところもあります。こうしたことから調整の内容としましては、櫛引町の1館を除き5年以内に廃館の方向で調整するとさせていただきます。

それから、034-043放課後児童対策事業でございます。資料のほうの79ページの右側に現在の学童保育所の一覧を掲載しております。この中で今15クラブがそれぞれの市町村でやっているわけですが、その中には公設民営の方式あり、公設公営、それから民設民営といろいろな形態を持っています。これにつきましてまた利用料金もそれぞれ違ったような形が読み取れるかと思えます。この調整内容としましては、これまで開設した経過、それから基準、事情が異なるということから、新市において相当時間をかけながら調整していきたいということで検討したものでございます。

続きまして、様式2の30ページ、034-060遺児教育手当支給事業でございます。この手当の制度につきましては、義務教育、小中学校に通う子供を持つ保護者、養育者の方に手当を支給するというような制度でございますけれども、この制度を取り入れているのがそれぞれの単独事業といたしまして鶴岡市と温海の2市町で実施しているところです。それで内容につきましても鶴岡は両親のない方には月額3,000円、片親の方については月額2,000円、温海さんにつきましては父子家庭に限定しているようでございますけれども、1万1,100円、6,100円というようなことでございます。この制度につきましては現金支給的なものですから、いろいろ部会の中で検討が相当なされました。父子対策としての制度もなかなかないというようなこともございますものですから、5年以内に新基準を作成し、全市で実施する方向で調整するというようにさせていただきます。

それから、034-062誕生祝金でございます。この制度につきましては、少子化対策としまして羽黒町さん、温海町さんの2町で実施しているものでございます。羽黒町さんにつきましては3人目以降に20万、温海町さんについては3人目に10万、4人目に30万、5人目以降に50万というような祝い金を支給する制度でございます。これについては先ほど福祉分科会のほうでご説明したとおり、現金給付的なものは抑えていこうというような考え方から、5年以内に廃止も含めて調整するという方向にまとめさせていただきます。

最後の034-063小規模災害の一時扶助でございます。資料につきましては、80ページのほうに記載してございます。この一時扶助につきましては、いわゆる火事見舞いとか水害に遭ったときの見舞金を支給する制度でございます。これについては櫛引さん、三川さんのほうでは制度はないというようなことで、5市町村で実施しているものでございます。また弔慰金の内容につきましてもご覧のとおりばらばらな状況でございます。またそのほかに社会福祉協議会で制度があったり、日赤のほうに制度があるというような状況にもなっておりまして、こういうばらばらな状況ではございますが、見舞金というようなことで住民の理解も得られるということから、合併時に鶴岡市の例を基本に調整するとしたものでございます。

以上でございます。

○本城昭一委員長 どうも説明員の皆さん大変ご苦労様でした。住民生活、健康福祉の両部会の説明が終わったわけでありましたが、予定としてはこれが終わったら各分科会

単位、事務事業ごとに協議をする、こういうことになるわけでありまして、管理番号034からやっていこうと、こういう計画でありました。しかし、終了予定の4時半になってしまって、この中に次の重要な会議に出席される方が大勢いるようであります。そういうことで4時半という設定をさせていただいたわけでありましてけれども、これからその協議に入っても進めないのではないかなと思います。したがって他の小委員会では説明を2回に分けて、ここも2回に分ける計画であります。やはりきょうの説明を受けて、もう1回入れなきゃならないのではないかなという感じがしますけれども、どうですか。ここでこのまま続けても何項目もできない、こういうことになりますので、改めてその機会を設ける必要があるのではないかなというふうに思いますが、事務局どうですか。

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** 委員長さんのおっしゃるように本日協議まで進まなかったわけですが、次回の専門小委員会を2月5日ということで予定させていただいておりますけれども、そのときに残っております教育部会のご説明と、あと先ほど申しましたように2月2日に発送いたします住民生活部会の一部、あと健康福祉部会の一部について説明させていただきまして、それから協議を進めさせていただいたほうがよろしいかとは存じます。

○**本城昭一委員長** そうしますと2月5日の日も残っております項目についての説明をすると、教育と2日に配付される資料についての説明をするということで、説明をとにかく全部先行させてそれから協議に入る、こういう事務局の考え方でありましてけれどもいかがでしょうか。最初に効率よく進めたいと申し上げましたが、効率が悪かったわけではありませんが、時間が結構かかるようでありますので、5日の日にもう一度、次の説明をいただいて全体の説明をいただいてから協議に入りたい、こういうふうに思いますが、そのようでもよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** じゃ、そういうふうにさせていただきます。それでは5日以降、他の分科会にないこの会、集まる機会を設けなきゃならないと思いますが、どうぞよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、協議については、協議していませんけれども、きょうの説明については以上で終わらせていただきますがよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**本城昭一委員長** それでは、どうもご協力ありがとうございました。

4 閉 会(午後4時30分)

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** それでは、第6回の第二専門小委員会を終了させていただきます。本日は足元の悪いところご出席いただきましてどうもありがとうございました。ご苦労様でございました。